

伊佐市産後ケア事業（宿泊型）のご案内

実家が遠く、自宅に戻っても手伝ってくれる人がいなくて不安、出産や育児疲れから体調がすぐれない、育児に自信がもてそうにない、授乳がうまくできずに困っている、赤ちゃんのお世話の仕方がわからないなど、出産後に頼れる人がいないママと赤ちゃんをサポートするために産後ケア事業（宿泊型）を実施し、費用の助成を行っています。

1. 利用できる方

おおむね産後5か月までのお母さんとお子さんで、次の条件を満たす方

- 申請及び利用の時点で伊佐市民の方
- 家事、育児等の十分な産後の援助が受けられない方
- 母親の体調不良や育児不安等がある方

※医療が必要な方は利用できません。

2. 産後ケアの内容

お母さんと赤ちゃんの体調に合わせて宿泊して次のサービスを受けることができます。

- お母さんの体調管理とケア
- 赤ちゃんのお世話などについての相談
- 授乳方法やお風呂の入れ方などの相談

※利用期間は原則7日以内となります。(必要に応じて14日間まで利用が可能)

3. 1日あたりの産後ケア基本利用料（宿泊型）・・・19,800円

4. 1日あたりの利用金額（自己負担額） ※非課税のため、消費税は不要

	市民税課税世帯	市民税の非課税世帯 生活保護受給世帯
乳児が1人の場合	7,000円 (基本利用料の約4割)	3,500円 (基本利用料の約2割)
乳児が2人以上の場合（双子等）	2人目以降1人につき 1,500円 (基本利用料の約4割)	2人目以降1人につき 750円 (基本利用料の約2割)

○例えば2泊3日で利用される場合は3日分の利用料がかかります。

○利用料金は自己負担額を直接医療機関にお支払いください。

○上記金額以外にもオムツ代等自己負担が生じる場合があります。

5. 申請

伊佐市役所こども課こども健康係に『産後ケア事業利用申請書』はありますので、印鑑と母子健康手帳を持ってこども課で申請をしてください。



6. 利用可能な医療機関

なかむら産婦人科	0995-24-2238	伊佐市大口上町46番地12
----------	--------------	---------------

7. 問い合わせ先

伊佐市役所こども課こども健康係 Tel. 0995-23-1311 (代表) 0995-23-1328 (直通)